

沿岸広域振興局長告示第29号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月24日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0350200028	宮古市社会福祉協議会すこやか 幼児教室	宮古市小山田二丁目9番20号	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0350200028	宮古市社会福祉協議会すこやか 幼児教室	宮古市小山田二丁目9番20号	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会